

# 広島県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの 地域活性化包括連携協定

広島県を甲とし、株式会社セブン-イレブン・ジャパンを乙とし、甲と乙は、地域の活性化に向けて、県民生活の幅広い分野における連携・協働の取組の実施について次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 甲と乙とは、緊密な連携と協働による取組等を実施し、県民サービスの向上、地域の活性化を図る。

## (連携事項)

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地産地消及び県産の農林水産物、加工品等の開発・販売に関すること。
- (2) 健康増進・食育に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 子ども・青少年育成に関すること。
- (5) 高齢者及び障害者の支援に関すること。
- (6) 観光振興に関すること。
- (7) 環境問題の対策に関すること。
- (8) 地域や暮らしの安全・安心及び災害時の支援に関すること。
- (9) その他地域社会の活性化・住民サービスの向上等に関すること。

## (具体的取組の内容及び実施方法)

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲及び乙が協議して、取組ごとに別に取り決める。

## (有効期間)

第4条 この協定書の有効期間は、締結日から平成22年10月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからも解約の申出がない場合は、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

## (協定の見直し)

第5条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、その変更を行うものとする。

## (秘密の保持)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく取組の実施に際して知り得た事実を甲又は乙の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

## (疑義の解決)

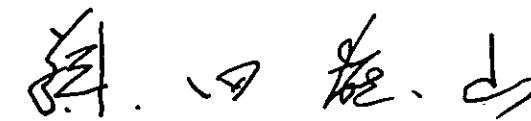
第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名をして、各自その1通を所持する。

平成21年10月22日

甲 広島県

広島県知事



乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役社長 COO

